

1 議 事 日 程（第1日）

（平成25年第2回有田川町議会定例会）

平成25年6月5日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
4号）
- 日程第8 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第5
号）
- 日程第9 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補
正予算（第3号）
- 日程第10 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第11 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第12 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第13 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第14 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第15 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第16 報告第12号 平成24年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第13号 平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第14号 平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第17号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第22 報告第18号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第48号 平成25年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第49号 平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第50号 有田川町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第26 議案第51号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第52号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第53号 平成25年度下非第1号下津野（高瀬）工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設工事の請負契約について
- 日程第29 議案第54号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	13番	新家 弘
14番	西 弘義	15番	中山 進
16番	竹本 和泰	17番	亀井 次男

18番 森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 堀江眞智子

18番 森谷信哉

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	消防長	前田英幸
総務政策部長	武内宜夫	住民税務部長	清水美宏
建設環境部長	前守	福祉保健部長	中島詳裕
産業振興部長	林孝茂	企画財政課長	一ツ田友也
教育委員長	早田智代	教育長	楠木茂
教育部長	三角治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中西満雄 書記 福本光宏

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（湊 正剛）

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成25年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（湊 正剛）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、堀江眞智子君、18番、森谷信哉君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、5月31日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長（森本 明）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る5月31日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月20日までの16日間と決定させていただきました。なお、一般質問は13日、14日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第29までの報告18件、議案7件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、報告第1号から日程第22、報告第18号及び日程第28、議案第53号、日程第29、議案第54号について、議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの16日間と決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告18件、議案7件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願等について、きび会館の有効活用については総務文教常任委員会に、年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出を求める請願及び小児リハビリ実施の要望書については住民福祉常任委員会に、それぞれお手元に配付の文書表のとおり付託することに決定しましたので、御了解願います。

次に、監査委員より、平成25年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及

び平成24年度水道事業柵卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に議会運営委員会及び下水道事業対策特別委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いします。

先に議会運営委員会からの報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長（森本 明）

それでは、議会運営委員会から御報告申し上げます。

平成25年5月15日から16日にかけて議会運営委員会の視察研修を実施いたしました。今回の研修は、通年議会や委員会制など議会運営について調査するため、長野県小布施町議会を訪れました。

小布施町は、総面積19.07平方キロ、人口1万1,000人の小さな町で、主な産業はクリ、リンゴ、ブドウの1次産業でございます。また、年間160万人の観光客を集める文化・観光の町でございます。

議会では、平成22年3月から通年議会を実施しているとのことで、その内容についてお伺いいたしました。

通年議会になると、いつでも会期中であるので、閉会中には議会の委員会が行う審査や調査を決められたものしかできませんが、通年議会にすることにより、いつでも会議を開くことができ、住民から出された請願や陳情に即座に対応できるとのことです。小布施町では、請願が出された1週間以内に会議を開き審査するというところでございます。

会期は、要綱の中で3月から翌年2月までとしており、本会議は3月に開会し、6月、9月、12月に再開、緊急な議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開するとのことです。この点については、従来の定例会や臨時会で行う場合と余り変わりはありません。しかし、長の専決処分は、ほぼなくなることとなります。小布施町は、専決処分できる事項として3項目、議会側から指定しているとのことであります。一般質問については、従来と変わらず3月、6月、9月、12月に行うことにしているということです。

次に、委員会制についてお伺いいたしました。

小布施町では、長から提案された議案は全て委員会に付託し、委員会で審査されています。委員会では、理事者側に質疑をし、以前は質疑の後にすぐに採択か不採択かを決していたが、現在は、質疑が終わり理事者側が退席した後に、委員間で意見を話

し合う議員間討議を行い、その後採決するようにしているとのこと。このことにより議員同士の意思がお互いにわかり合えるようになり、これが附帯決議案や要望書を提出することにつながったと話されていました。

そのほかにも、昨年10月に議会基本条例の制定、平成21年に一般質問に対面方式による一問一答の導入、反問権の付与など、議会活性化に向けたさまざまな取り組みをされていました。

小布施町では、いろいろな取り組みを聞かせていただきましたが、特に今回は、通年議会を実際に実施されている議会に初めて話を伺うことができました。通年議会を実施する場合にも、議案審議のための本会議や一般質問を行う月を決めておくなど、従来と余り変わらない面もありますが、審査や調査をしなければならないことが起きるといつでも会議を開くことができ、特に陳情や請願の処理スピードが速くなるメリットがあることがわかりました。

今回お聞きしたことを参考に、また今後の議会運営や議会活性化に向けて取り組んでいきたいと思えます。

以上で議会運営委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

次に、下水道事業対策特別委員会から報告願います。

下水道事業対策特別委員会委員長、亀井次男君。

○下水道事業対策特別委員長（亀井次男）

おはようございます。

平成25年5月21日から22日にかけて下水道特別委員会の視察研修を実施しましたので、御報告いたします。

今回の研修は、主に公共下水道の下水汚泥の有効利用について調査するため、福井県坂井市及び兵庫県神戸市を訪れました。

福井県坂井市にある九頭竜川浄化センターは、公益財団法人福井県下水道公社が運営しており、処理区域は坂井市・福井市の一部、あわら市で、計画処理面積は5,371ヘクタール、計画処理人口は13万7,420人であります。福井県坂井市は、福井県北部に位置し、西は日本海に面し、北はあわら市、南は福井市と接しており、観光地としては東尋坊が有名であります。

九頭竜川流域下水道事業は、昭和52年から事業に着手し、昭和57年7月に一部供用を開始しております。九頭竜川浄化センターの処理方法は標準活性汚泥法で、現在の処理能力は7系列で6万6,300立方メートル、3つの市の水洗化率は90%であり、100%でないのはあわら市、坂井市の一部山間部において合併浄化槽で処理しているためであります。

平成24年度の流入水量は、1日4万5,000立方メートル、施設の維持に関する各市の負担金は1立方メートル当たり52円、なお下水道料金は、おのおのの市で

各家庭により使用量に応じて徴収しております。

下水汚泥については、平成24年度の発生量は5,240トンで、そのうち43%は焼却・埋立処分に、26%はセメントに、残り31%は肥料に、合計57%がリサイクルされています。焼却・埋立処分は、第三セクターの県産廃処理公社に委託しております。セメントリサイクルは、平成6年より民間のセメント会社で処理しております。焼却した後の無機物をセメントの原料の一部にしております。1トン当たり1万9,000円を処分費として支払っており、また肥料のリサイクルは平成11年度から民間の肥料会社で行っており、処分費は1トン当たり1万8,500円で、運搬は管理運営会社に委託しています。

汚泥の処理工程のうち消化タンクで発生するメタンガスは、現在は焼却しておりますが、このガスを燃料とする消化ガス発電施設を現在工事中であり、工事費は2億7,000万円、国土交通省の流域下水補助事業で補助率3分の2で行っております。施設は2014年度に完成予定で、完成すれば年間200万キロワットを発電し、施設電力の3割をカバーする予定であるそうであります。

以上の説明をお聞きした後、九頭竜川浄化センターの各処理工程及び啓発方法等を見学いたしました。

次に、2日目の神戸市東灘下水処理場においては、昭和37年に運転を開始しました。処理人口は約37万人、処理区域は35平方キロメートル、処理能力は1日当たり32万立方メートル、処理方式は標準活性汚泥法であります。この2つは、ともに有田川町と同じ処理方法であります。

平成7年には、阪神・淡路大震災により大きな被害を受け、特に水処理施設が約100日間処理を停止しました。その間、隣接する運河を一時的に沈殿池として使用するなどの対策、その後、平成10年末に復旧工事が完成しております。

水処理工程で発生する消化ガスをメタン98%に精製し、こうべバイオガスとして2008年4月より自動車燃料等に活用されており、2010年10月からさらに高度精製し、日本初の都市ガス導管への注入も開始されておるようでございます。2012年1月からは、国交省の下水道実証事業としてKOBEGREENSスイーツプロジェクトが開始されており、これは未利用の地域バイオマス（木質系・食品系）を下水汚泥に添加し、ガス発生量の増加と汚泥処理の効率化を図っています。また2013年1月からは、消化汚泥からのリン回収の実証事業も開始され、資源の有効活用に取り組んでおります。

震災から復旧した護岸の一部は市民に開放され、遊歩道には約70本のアーモンドが植栽され、毎年3月末に地域の方の協力のもとイベントが開催され、約1万人の方が訪れ、市民に親しまれているそうであります。

現在、有田川町は開始間もなく、この汚泥については肥料に100%リサイクルしておりますが、今回の視察でお聞きしたことを参考に、今後、当町の下水処理に伴う

汚泥の有効利用並びに下水事業の普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

以上、下水道事業対策特別委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第29までの報告18件、議案7件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第29までの報告18件、議案7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、平成25年第2回有田川町議会定例会、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本日、ここに平成25年第2回有田川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、新たに出席する職員を御紹介させていただきたいと思います。

まず、住民税務部長の清水美宏でございます。

○住民税務部長（清水美宏）

清水です。どうぞよろしく願いいたします。

○町長（中山正隆）

産業振興部長の林孝茂でございます。

○産業振興部長（林 孝茂）

林でございます。どうぞよろしく願いします。

○町長（中山正隆）

議会事務局長の中西満雄でございます。

○議会事務局長（中西満雄）

中西です。よろしく願いいたします。

○町長（中山正隆）

企画財政課長の一ツ田友也でございます。



○企画財政課長（一ツ田友也）

一ツ田です。よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職8名、課長職2名、私を含め14名が常時出席をいたします。ただし本日は、課長1名が欠席をさせていただいておりますので、御了解を賜りたいと思います。

また、議案によって臨時的に出席する課長等につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て許可を得るようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度一般会計、各特別会計補正予算について専決処分の承認を求めます。

報告第1号は、平成24年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が決定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共施設整備基金に5億円、退職手当負担金基金に1億円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として予備費に2億242万7,000円を確保いたしております。これにより、2億823万9,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は172億2,795万9,000円と相りました。

報告第2号は、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより負担金及び医療費の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、国民健康保険事業基金積立金に5,000万円を積み立て、翌年度の財源として予備費に7,799万4,000円を確保した結果、3,320万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額は38億10万9,000円と相りました。

報告第3号は、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、保険料等が確定したことによりこれを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、翌年度の財源として予備費に447万2,000円を確保した結果、78万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は7億1,309万円と相りました。

報告第4号は、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより繰入金及び保険給付費等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、4,833万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は26億7,055万2,000円と相りました。

報告第5号は、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、管理事務費等事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、13万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は580万1,000円と相りました。

報告第6号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設整備事業費、管理費等が確定したことにより分担金、負担金及び町債などが確定しましたので、これを補正するとともに不用額を減額した結果、2,043万円の減額補正となり、補正後の予算総額は5億7,175万1,000円と相りました。

報告第7号は、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設整備事業費等が確定したことにより町債等の額が決定しましたので、不用額となる未執行額を減額した結果、4,302万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は11億1,652万2,000円と相りました。

報告第8号は、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、819万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億9,249万6,000円と相りました。

報告第9号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額39万3,000円を減額補正しており、補正後の予算額は159万7,000円と相りました。

報告第10号は、平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額59万円を減額補正しており、補正後の予算額は793万9,000円と相りました。

報告第11号は、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより不用額となる未執行額を減額した結果、1,986万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億684万6,000円と相りました。

報告第12号から報告第14号までは、平成24年度有田川町一般会計特別会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第12号は、平成24年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成24年度の一般会計予算の経費を平成25年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成24年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成25年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成24年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成25年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号及び報告第16号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されることになったのに伴い、有田川町税条例及び有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分の承認を求めるものであります。

報告第15号は、有田川町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成25年度地方税法の一部改正により、通則では行政手続条例の適用除外を規定しています。住民税関係では、寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正と、本町では現在まで該当者はいないのですが、東日本大震災関連法による期限延長等の特例に関する改正を行います。

固定資産税関係、特別土地保有税関係では、納税義務者等に係る規定の改正を行い、独立行政法人森林総合研究所への特例措置等を廃止いたします。延滞金及び還付加算金の割合等については、所要の見直しを行います。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

報告第16号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成25年度地方税法の一部改正に基づき、特定継続世帯に対する世帯別平均割額の一部を軽減する措置を規定するとともに、被保険者均等割額または世帯別平均割額の減額について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を算定上含むこととする措置について、期限を撤廃し恒久的な措置とするため、本条例の一部を改正する

ものであります。

報告第17号及び報告第18号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

報告第17号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成24年度は、土地の取得は行いませんでした。土地の処分については、1万9,404平方メートルを有田川町に寄附しています。その結果、平成24年度末における土地の保有状況は、完成土地87万2,893平方メートル、金額は8,398万3,000円となります。財務状況は、平成24年度の損益勘定では、事業外収益3万2,654円に対し一般管理費5,959万5,561円で、差し引き5,926万2,907円が当年度の損失金であります。

次に、平成25年度事業計画及び予算であります。

平成25年度での公有用地取得及び土地売却等の事業についての計画はなく、予算での収入は事業外収益の30万円に対し、支出は販売費及び一般管理費、予備費の98万5,000円となり、差し引きマイナス68万5,000円となります。

以上、報告といたします。

報告第18号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

昨年度、世間ではアベノミクスなる経済政策が掲げられ、株価も堅調に推移していますけれども、清水地域においてはまだまだ景気回復の兆候は見られず、観光サービスを主体とする開発公社にとっても非常に厳しい状況が続きました。各施設の事業収入は、昨年度より約457万円少ない2億328万円となりました。この原因といたしましては、栗林地区再開発事業の影響を受けまして、農林産物振興センターとあさぎりを合わせて約2,810万円の減収、また白馬、山の家、キャンプ場も減収となりました。

一方、増収した施設としては、ふれあいの丘での特産物販売所の拡張やレ・アーリしみずの利用客の増加などにより約2,301万円の増収、また温泉も回数券の販売等により増収となっています。

また企業費用では、食文化提供事業費は若干増額したものの、特産物販売事業の減少により昨年度より約314万円少ない6,194万円となりました。各施設全体の管理費用では、コスト削減を中心とした損益改善努力を継続させてきたことにより、給料、賃金、修繕費や消耗品費などを合わせて昨年度より約76万円削減することができ1億6,247万円となりました。

次に、営業利益は事業全体の総収入2億328万円から事業費用6,194万円と施設の管理費用1億6,246万円を合わせた費用、合計2億2,441万円を差し引いた結果、マイナスの2,113万円となり、昨年度と比べると約67万円の減益となりました。これに指定管理料などを含めた経常利益はマイナス488万円となり、

昨年度より41万円の減益となりましたことを御報告させていただきます。

昨年度は、新あさぎりの宿泊棟や食堂・物販棟の建設などの栗林地区の再開発事業による周辺工事の影響もあって赤字決算となり、資金繰りも大変厳しい状況でした。平成25年度においては、公益法人制度改革による一般法人への移行、新あさぎりのオープン、さらには11月の全国棚田サミット、また県下では2015年には高野山開創1200年記念法会、和歌山国体の開催など多くのイベントが開催される予定で、多くの観光客が和歌山県を訪れることが見込まれます。これらを契機に、またとないチャンスと位置づけ、今まで以上に努力をして結果を残していくよう、ふるさと開発公社に強く申し入れたいと考えているところであります。

議案第48号は、平成25年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、3款民生費の障害者福祉費では、障害者自立支援給付支払等システム委託料として79万8,000円を、また難聴児補聴器購入補助金として20万円を、児童福祉費では、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金として117万4,000円を、児童虐待防止事業として63万4,000円を、4款衛生費の予備費では、日本脳炎予防接種委託料として230万4,000円を、風疹ワクチン接種助成金として660万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、経営体育成支援事業補助金として38万円を、農地・水保管理支払事業補助金として100万円を、農産漁村交流活性化支援事業補助金として24万円を、農地費では、小規模土地改良事業補助金として90万円を、林業費では、林業用施設災害復旧事業補助金過年度返還金として717万5,000円を、9款消防費の消防施設費では、消防救急無線デジタル化事業負担金として1億654万5,000円を、災害対策費では、自主防災組織機材購入費として100万円を、10款教育費の社会教育費では、放課後こども教室事業として45万8,000円を、図書館費として臨時雇賃金等を増額する一方、宝くじ補助事業費が減額されたことにより、移住交流による地域活性化事業全額を減額しています。

また、体育振興費として、宝くじ市町村交付金の国体臨時追加交付金を活用して、国体準備事業費として160万円を計上しています。

さらに、これにより今回の補正額は1億3,623万2,000円の追加となり、補正後の予算総額は160億5,623万2,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、県支出金、繰入金、繰越金及び町債を充てることにしております。

議案第49号は、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、特定健診未受診者勧奨委託事業費の増額分209万円を補正するものであります。補正後の予算総額は、38億961万6,000円と相なります。

議案第50号は、有田川町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法第77条の規定により、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ、地域に合った子育て支援施策を計画及び実施することを目的として、子ども・子育て会議を設置するに当たり条例を制定するものであります。

議案第51号は、有田川町特別職の職員である非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第50号で説明をさせていただきました、子ども・子育て会議を設置するに当たり、その委員に対する報酬を規定するため、町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条関係の別表第1その2に、子ども・子育て会議委員に対する報酬日額6,000円を追加するためのものであります。

議案第52号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

上六川・西辺地地域において、既に計画をしている町道上六川西線道路改良工事の工事箇所延長を行うため、辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第53号は、平成25年度下排水第1号下津野（高瀬）工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設工事の請負契約についてであります。

平成25年度下排第1号下津野（高瀬）工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設工事を施工するため、平成25年5月23日、9業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字角106番地1、林水道、林猶人氏が8,692万9,500円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第54号は、財産の取得についてであります。

平成25年度高機能消防指令システム一式の購入について、平成25年5月9日、3業者を指名し競争入札に付したところ、大阪府吹田市江坂町2丁目1番43号、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部部长、坂口晋氏が1億3,650万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

10時半から、3階中会議室におきまして全員協議会を開きますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 10時15分

再開 16時01分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第5 報告第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第2号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第3号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第4号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。



これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第5号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第6号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第 1 1 報告第 7 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 1、報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第 1 2 報告第 8 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 2、報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第9号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第10号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第11号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第16 報告第12号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、報告第12号、平成24年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第13号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、報告第13号、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許

費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第14号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、報告第14号、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第15号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

報告第15号について質疑をさせていただきます。

今回の税条例改正に伴って2点ほどについてお聞きしたいわけですが、1つは、個人住民税や住宅ローン控除の最高額を引き上げられるという点の御説明と、地方税にかかわる延滞金と還付加算金について、どういうふうになるのかという点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水君。

○住民税務部長（清水美宏）

ただいまの増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目の住民税に係る住宅借入金等特別控除適用に係る規定の改正でございますが、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として所得税の住宅ローン控除の適用者、平成26年から29年までの入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除できる限度額とし、平成26年1月から3月の入居分については現行と同じ所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円とし、平成26年4月から平成29年12月の入居分については所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円とするも

のです。この措置による平成27年度以降の減収分は、全額国費で補填されます。

そして2点目の延滞金及び還付加算金の割合等の見直しにつきましては、国税の改正に合わせまして平成26年1月1日以降は、現行制度の延滞金14.6%のところを9.3%に、また延滞金の1カ月以内、4.3%のところを3.0%に、そして還付加算金は4.3%のところを2.0%にそれぞれ改正するものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第16号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

報告第16号について質疑をさせていただきます。

まず、今回の改正の内容にあります軽減策についてであります。この軽減策がそもそも導入された主な理由を簡単に報告していただきながら、この5割軽減と2割軽減を受ける場合の説明、そして各対象世帯数と金額についてはどうなるのかという点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目の法定減額の件でございますが、低所得者層の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することで、従来受けておられた軽減が受けられなくなる場合が生ずるために、5年前に後期高齢者制度が発足したときに、移行した被保険者も従前と同じように特定同一世帯所得者として人数に含めて保険税の軽減判定する措置について、移行後5年までの間に限るとしていた要件でございます。今回それを恒久的な措置とするものです。

そして、それに対する人数ですけれども、5割軽減及び2割軽減の特定同一世帯は、平成24年度の状況で調べますと965世帯中262世帯が影響を受けます。軽減額としましては3,715万円の軽減額のうち924万円となります。以上でございます。

(「2割軽減のほうも。」と増谷議員、呼ぶ)

○住民税務部長(清水美宏)

先ほどは、5割軽減と2割軽減を合わせての合計数字でございます。

○議長(湊 正剛)

1番、増谷憲君。

○1番(増谷 憲)

そうなりますと、例えば5割軽減を受ける世帯の中で所得金額が500万円を超える方は何世帯、それから2割軽減を受ける世帯で所得が500万円を超える世帯は何世帯あるのか、24年度の額で示していただきたいと思います。

○議長(湊 正剛)

住民税務部長、清水君。

○住民税務部長(清水美宏)

平等割半額世帯につきましては、所得金額が500万円を超える世帯数は20世帯でございます。また今回の改正で影響する世帯数については8世帯でございます。

○議長(湊 正剛)

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第21 報告第17号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、報告第17号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（湊 正剛）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

全員協議会でも、町長の説明の後、質問をさせてもらったんですけど、この町長の提案理由説明の8ページに報告第17号があって、有田川町土地開発公社の経営状況についての説明の中に、その結果、平成20年度末における土地の保有云々とかあって、一般管理費5,959万5,561円で、差し引き5,926万2,907円が当年度の損失金でありますとか、次に25年度事業計画及び予算であります。これもまた68万5,000円の赤字になりますと、こういう書きようをして、そして次のこの説明のときには、報告第17号及び報告第18号は有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況でありますというところから進んで、今の報告第17号があって、次のふるさと開発公社の説明が10ページにあります。いろいろな形に何して営業利益は事業全体の総収入2億328万円から事業費云々とか言うて、いろいろ費用を引いた後、——それややこしかったらもう1回読もうか。

次に、ふるさと開発公社の全てのことになって、事業全体の総収入2億328万円から事業費用6,194万円を施設の管理費1億6,246万円を合わせた費用、合計2億2,441万円を差し引いた結果、マイナスの2,113万円となり、昨年度と比べると約67万円の減益になりましたと。（発言する者あり）

言うてるのは、こういう話の中でということ。2つ同時に説明をしたんでね。説明がそういうふうになってたんでしょうと。そういう形の中で、ふるさと開発公社がトータルで2,113万円になってますと、赤字が。それで有田川町土地開発公社が差し引き5,926万2,907円の損失金でありますと、こういうような説明がいかげなもののかなとこういう話で、きょうもこんんで広報で出したら、この有田川町土地開発公社でといったら吉備町の財産を有田川町へ持って行って、それで今回も、要は一番ももとの話としたら、風車ができたときも町へ寄附したと。それで今度も、太陽光の何で町へ寄附したとかこういうふうになって、それはある程度町民にも町からの説明もあり、議員からの説明であるんはわかるんやけど、こんな形でぽんと書い



たら物すごい、清水町のふるさと開発公社の赤字が2,000万円ほどで、有田川町土地開発公社が6,000万円ほどの赤字になってるって、これいかなものかなとこういうふうになってくるんで、何とか町民にわかるような話をしてくださいと。それで議場で一応聞いて、またそれでなければ広報で報告するときに、こんな書きようでちゅうたら、物すごいね、間違うた、書いていることは普通に書いているんか知らんけど、僕これは町長、副町長、これについては報告でもうええわというかもわからんけど、一遍議長と議運の委員長さんで、こんなことで継続にでもしていただかなんたら、別に次のもんまで出せへんねんけど、あくまで17、18号で説明を固めて受けてると。これも何かの策があるんと違うんかなとこう思うんが1点あるんで、それで18号については全員協議会で、きょうは採決しないっていう話はしてくれてるんやけど、17号についても提案だけでとどめていただきたいと、それは議長と議運の委員長さんでちょっと協議していただきたいとこう思いますんやけど、議長の取り計らいをまず。

町長に、説明は提案理由の説明でとめといてもらうしか、もうしたら僕ややこしなると思うけど、そこの。

○議長（湊 正剛）

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 16時25分

再開 16時27分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員がおっしゃること、よくわかります。形式としたら、寄附したら帳面上はこんなにせなあかんということで、きょうはもうこれちょっと報告だけさせてもらって、1回議運のほうと協議させてもらって、今度は広報するとき、町民の皆さん方にわかりやすいような広報をしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

再質問をしたいんやけど、次回に延ばしたいと思いますが了解してくれますか。

○議長（湊 正剛）

それでは、お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第53号及び日程第29、議案第54号を

先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

(「ちょっと待ってよ。報告第17号については、僕1回の質問だけで、町長も答弁してんけど、次の質問を保留って言うたら……」と亀井議員、呼ぶ)

○議長(湊 正剛)

休憩します。

~~~~~

休憩 16時28分

再開 16時29分

~~~~~

○議長(湊 正剛)

再開します。

日程第21、報告第17号及び日程第22、報告第18号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第53号及び日程第29、議案第54号を先に審議したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第53号及び日程第29、議案第54号を先に審議することに決定しました。

……………日程第28 議案第53号……………

○議長(湊 正剛)

日程第28、議案第53号、平成25年度下非第1号下津野(高瀬)工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、殿井堯君。

○10番(殿井 堯)

さっき全協の場所でも言わせてもうたんですけども、こういう変則な組み方、今まで垣根があって、垣根を取り除いて、金屋の1業者が入っていると。こんな変則的のはいかなものかと聞いたら、答えは1億円以上の工事であれば、垣根を取り除くという発言をしてもらったんですけども、そういうふうに単純に1億円以上の工事は有田

川町全部の業者で入札するという解釈の仕方でいいんですね。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、前君。

○建設環境部長（前 守）

殿井議員にお答えいたします。

今、殿井議員が言われたように、1億円を超えた分につきましては、旧3町の業界とも話をいたしまして、1億円を超えた分については3町の業界が入る、その資格の持っている者ですけども。それと災害については、旧町の垣根は置いておくということです。以上です。

○議長（湊 正剛）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

そしたら、その1億円以上っていう意図、9,900万円、これは従来どおり垣根を引いてやるということですよね。この1億円と9,000万円の違いというのはそんなにないでしょう。資格を持ったA級ですね、もう当然A級で議会物件やから。5,000万円から上というふうに、何でこれ1億円っていう引いた根拠はどうですか。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、前君。

○建設環境部長（前 守）

今、殿井議員がおっしゃったとおり、9,900万円でも1億円でも変わりはないと思います。ただ、その線引きというのは1円でも10円でもその線というのがあると思うんで、そのときは審査委員会のほうで、ある程度の線というのを1億円ということで引いたということです。以上です。

（「1億円の基準線を教えてよ、何で1億円か。9,900万円やったら悪いんか。」と殿井議員、呼ぶ）

○建設環境部長（前 守）

なぜか、2億円が妥当なんか、1億円が妥当なんかというところというのは、3町が18年に合併したときに、ある程度になったらもうどこでも全員入れるような格好にせなあかんねんやけども、ある程度のところは置いておかなあかんということであったんですけども。徐々に変えていくんですけども、それについては1億円、それはなぜかって今ちょっと言われてもわかりかねる。

（「理由なかったら、1億円という線が引けやんやろう。」と殿井議員、呼ぶ）

○建設環境部長（前 守）

ただその1億円が、今まででも5,000万円がいいんか、1億円がいいんかというところなんですけども、それについたら、委員会のほうで1億円が妥当だということを決めたんであります。以上です。

○議長（湊 正剛）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

説明と違うで、それは。僕の言うてんのは、5,000万円以上は議会物件、だから5,000万円以上はもう垣根をとりますと。1億円という工事は、たまたま今回1億円という工事が出たから1億円という線は引いたんやけども、1億円という線を引いといたら、それ1億円という工事はめったに出えへんやろうと、文句はないやろと、それと違うんかい。それやったら、もう1億円も7,000万円も8,000万円も5,000万円も議会物件やったら同じことやし。だから1億円にしといたら、ある程度の工事は1億円以下、それやったら地元の業者に納得してもらえるやろうと。1億円以上出たら、これはもうやむを得んから有田川町全部でやるという、そういう解釈のもとでこの1億円という線を引かれたんちゃうの。もう1回しかないさけ、もうそれやねんけど、もうちょっと回答をようせんと、その1億円、何のために1億円の線を出したんか、それを御答弁してよ。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

これ合併した当時、普通であればもう3町合同で、合併した以上はもう旧地域で割るということは非常におかしいん違うかという考えを私も持ってました。それで、その中で今後、言われるように5,000万円以上の議会物件については、みんなでやるんが当然だと思いますけれども、今、旧3町の業者さんといろんな話をする中で、もう少しこのままでやっというてほしいんやということで今やりました。その中で、1億円という線を一応決めて、ここから上は業者が少なかったらみんなでやっていただくということで、そういう意味で線を引かせていただいています。おっしゃるとおり、これ引くのはおかしいと思います。おかしいと思いますけれども、これは合併した以上は旧町とかそういうことを言わんとやるんが当然だと思います。将来的には、そういう方向で進みたいなという我々の考えがあるんですけれども、業者の方と話をしたら、当分こういうことでやってほしいということで、そういった中で1億円というのを引いたということで御理解を賜りたいと思います。

（「御理解しました。そんなん言われたら、御理解せんわけにいかんやろう。」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

6番議員、ちょっと納得いかないので問わせていただきます。

そもそも入札、公共事業の、いわゆる競争入札、そして地方の状況等を勘案する中で、指名競争入札、これがもう法における原則でございます。部長、何か業者と協会と話し合うてって言うていますが、毎年毎年県もやりますし、それに準じて町もやってるんです。工事については、この業者であればどのぐらいの能力、いわゆる能力というのを皆やっておるわけです。これを基本として、この金額についてはこれだけの能力、技能を持った者が入札をします。それによって、状況によって一般競争入札にするのか、指名競争入札、これは長がもつ独特の権限です。うちの場合は、そういう面で、どの方法をとってやってるかといったら今の体制の中では、ほとんどはやっぱり指名競争入札によって行われてるんです。きょうも、私も亀井議員も殿井議員も全協の中でいろいろ聞いたんですけど、その基準というのを、これは条例を外れて、規則を外れて、何も我がら勝手に業者と話し合うて何するような問題ではないんです。

背後の条例、それに準ずる規則をきちっと、その上に立ってやるのは競争入札であり指名競争入札です。この点についてどんな考えを持っているか、長の見解、再度答弁を求めます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをさせていただきます。

業者と話をして決めたのではなくて、これはうちの指名委員会の規則というのはきちっと決めてます、今のところ。それに基づいてやってるということです。

（「もう了解しました。」と前勢議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第29 議案第54号……………

○議長（湊 正剛）

日程第29、議案第54号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

日程第23、議案第48号から日程第27、議案第52号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思えます。

なお、次回の本会議は、6月13日木曜日、午前9時30分に開議します。よろしくお願ひします。

~~~~~

延会 16時40分